

議案第 59 号

四万十町単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月11日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

四万十町単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年四万十町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号及び12号中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。